

第3次男女共同参画計画策定業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、第3次男女共同参画計画策定業務の受託者選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 第3次男女共同参画計画策定業務
- (2) 業務内容 仕様書（別紙1）のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

3 予算額

委託料の上限は、7,029,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

4 実施形式 公募型

5 日程

令和8年 4月17日（金）	公募開始
4月24日（金）	質疑受付締め切り
4月30日（木）	質疑に対する回答予定
5月 7日（木）	参加申込兼誓約書・企画提案書等提出期限
5月14日（木）※予定	プレゼンテーション審査、事業者決定
5月20日（水）※予定	審査結果通知送付

※上記期限を定めるものにあつては、当該日の午後5時までとする。

6 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 篠栗町から指名停止を現に受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (3) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 次のアからカまでのいずれかの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(6) 男女共同参画基本計画の策定業務に関して、他市町村や団体から受託した実績を有すること。

7 質疑・回答

(1) 提出書類

ア 質疑書（プロポーザル質疑書フォームから入力する）

イ 資格確認書 ※提出日において発行から3か月以内のもののみ有効

・法人にあつては、登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）

・個人にあつては、身分証明書

・法人にあつては、国税（法人税及び消費税）、県税（法人事業税）、市町村税に未納の税額がないことの証明書（特定年度の納税証明ではなく、指定した税金について書類提出時において滞納がないことを証する証明書）

・個人にあつては、国税（所得税及び消費税）、県税（個人事業税）、市町村税に未納の税額がないことの証明書（特定年度の納税証明ではなく、指定した税金について書類提出時において滞納がないことを証する証明書）

※ 篠栗町競争入札参加資格者名簿（令和6・7・8年度）に登録されている企業は、(イ)を不要とする。

(2) 提出方法 下記のプロポーザル質疑書フォームから入力すること。

<https://logofom.jp/form/cmYc/1530643>

(3) 期限 令和8年4月24日（金）午後5時（必着）

- (4) 回答方法 令和8年4月24日(金)までになされた質問に対する回答を4月30日(木)までに町HPに掲載する。なお、質問は会社名を明記することを条件とし、参加資格要件を満たさないと判断できる場合にあっては、回答は行わない。
- (5) その他 質問することができる者は、上記6の参加資格を満たしている者とする。

8 参加申込の手続き

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び篠栗町財務規則等の各規定を理解した上で、次の書類をデータで提出すること。

ア 参加申込兼誓約書(様式1)

イ 企画提案書

ウ 価格見積書

※ 業務に係る全ての経費を含み、予算額を超えないこと。また、項目ごとの内訳を付すこと。

エ 資格確認書(7 質疑・回答①提出書類(イ)と同じ)

※ (エ)に関して、質疑時に提出している場合は不要とする。

※ 篠栗町競争入札参加資格者名簿(令和6・7・8年度)に登録されている企業は、(エ)の提出を不要とする。

※ 本町が必要と認める場合には、その他の資料を追加で求めることがある。

(2) 提出期限 令和8年5月7日(木) 午後5時

(3) 提出方法 電子メール

※ 送信後は、電話等を用いて提出先で受信が完了しているかを確認すること。

9 企画提案書作成方法

本プロポーザルの参加者は、次のとおり企画提案書等を作成すること。

(1) 企画提案書表紙

(2) 企画提案書(下部に頁番号を付すこと。)

ア 会社概要

イ 業務実績

ウ 当該業務の管理責任者調書

エ 当該業務の業務実施体制図

オ 当該業務の実施方針及び実施方法

カ 当該業務の年間計画表

10 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等についてプレゼンテーションを受

け、プロポーザル審査委員会が審査する。

(1) 審査

ア 書類及び企画提案プレゼンテーションにより審査を行う。

イ 提案内容は、選定評価項目に基づいて評価し、審査委員会委員による審査点の合算において最も点数の高い業者を受託候補者として選定する。なお、最も点数の高い業者が複数いた場合においては、見積金額が低い者を受託候補者とする。見積金額が同額の場合は、提案内容評価における提案内容的確性の点数が大なる者を優位とし、同点の場合は現況・課題への理解度の点数が大なる者を優位とし、さらに同点の場合にはくじ引きにより決定する。

(2) 企画提案プレゼンテーション及びヒアリングについて

ア 日時 令和 8 年 5 月 1 4 日 (木) (参加申込後、時間の詳細は後日連絡)

イ 場所 篠栗町役場 2 階 中会議室 (※予定)

ウ 内容 プレゼンテーション 20 分～25 分、ヒアリング 5 分～10 分 (計 30 分程度)

エ 注意事項

- ・ プレゼンテーションは、2 名以内で行うこと。
- ・ 提出した企画提案書等を基にプレゼンテーションを行うこと。
- ・ プレゼンテーションは、本業務を請け負った場合に、主担当となるものを行うこと。
- ・ プレゼンテーションに使用するディスプレイは町が準備する。パソコンその他必要な機器、プレゼンデータ等は参加事業者が用意すること (ディスプレイは HDMI ケーブルでの接続となるため、別の接続端子が必要な場合は、参加事業者において変換ケーブルを準備すること)。

(3) 選考について

受託候補者及び次点を決める。なお、受託候補者としての決定であり、契約協議後に契約締結を行うものとする。

1 1 審査結果

(1) 通知方法 プレゼンテーション審査を受けた全ての申請者に電子メールで通知する。

(2) 通知時期 5 月 2 0 日 (水) ※予定

1 2 契約の締結

町は、受託候補者と業務委託の詳細な内容について交渉を行う。なお、交渉の結果合意に至らない場合は、次点の事業者と交渉を行う。

1 3 提出書類の取扱い

(1) 提出された全ての書類は、返却しない。

(2) 提出後の差し替え、追加及び削除は認めない。

- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で、本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。
ただし、提案の内容について今後の参考とすることがある。
- (4) 町が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

1 4 情報公開及び提供

町は企画提案者から提出された企画提案書等について、篠栗町情報公開条例（平成13年条例第23号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

1 5 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出にかかる費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を篠栗町に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

表明書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかにその旨を担当課あてに通知すること。（様式は任意）

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 提出書類が指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合

オ 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

カ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

キ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

ク 参加見積書の金額が3の予算額を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、町が必要と認める場合には、町は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとする。

- (6) 申請者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

1 6 問い合わせ先及び提出先

〒811-2492 福岡県糟屋郡篠栗町中央一丁目1番1号

篠栗町役場 まちづくり課 広報広聴係

TEL 092-947-1204 FAX 092-947-7977

メール kouhoukouchou@town.sasaguri.lg.jp

選定評価項目（第3次男女共同参画計画策定業務事業者選定）

	評価項目	評価の視点	指標	配点	
組織評価	経営規模	経営規模等の妥当性	資本金、売上高 等	5	
	業務遂行力	業務遂行体制の妥当性	企業の技術者数 等	5	
	業務執行技術力	当該業務を遂行するために必要な知識・経験	同種・類似業務の実績 等	5	
	実施体制	適切な業務を提供できる実施体制か	担当者数、担当者の配置、構成 等	5	
担当者評価	担当者評価	担当者の経験や実績等	経験年数、実務実績の有無 等	5	
提案内容評価	提案事項を実施するにあたっての取組方針	業務の理解度はあるか	目的・条件・内容の理解度が高く、簡潔に記載されているか	10	
	業務の実施手続き	業務実施手続きを示す業務フロー又は工程表等は妥当か	実施フロー又は工程表等の的確性	5	
	現況・課題への理解度	地域の現況・特有の課題への理解は十分か	地域特性等余条件の理解度	10	
	提案内容の的確性		提案内容は業務要求水準を充足しているか	※「第6次男女共同参画基本計画」等を勘案した提案内容であるか	10
			検討項目の内容は具体的に量も妥当か	主要検討事項の把握度及び具体性	10
			実施手法は的確であるか	業務手法の妥当性	10
			資料等が分かりやすいか、誤字脱字が少ないか	資料の正確性	10
	説得力（ヒアリング）	説明に説得力があるか			5
取組み姿勢（ヒアリング）	積極的に取組む意欲を感じられるか		業務への意欲、積極性	5	
合 計				100	

○評価の方法

- 1 評価は、審査委員会で行う。審査方法は、企画提案書等の書類、プレゼンテーションについて予め定めた評価項目及び評価点に基づいて評価を行う。
- 2 審査委員1名あたり100点満点、合計500点満点で、各審査委員の採点の合計点が最も高い者を受託候補者とする。なお、各審査委員の採点の合計点で300点を最低基準点とし、それ以上の点数を得た提案者の中から受託候補者を決定する。
- 3 点数が同点となった場合は、次の順によって決定する。
 - (1) 見積金額が低い者
 - (2) 評価項目（提案内容の的確性）の点数が大なる者
 - (3) 評価項目（現況・課題への理解度）の点数が大なる者
- 4 最低基準点以上の者がいなかった場合は、受託候補者の決定は行わない。